委託業務特記仕様書(令和7年5月1日以降適用)

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務(建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く)は、別に定める「委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務(土木)成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

(受発注者共同による品質確保)

第5条 重要構造物(橋梁、トンネル、樋門、砂防等)設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有(設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等)・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者(測量、地質、調査、設計)で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

- **第6条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的 に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)

- (2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)
- (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した 内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- **第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

- 第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(Web検査【発注者指定型】)

- 第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- 第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- **第11条** 受注者は、情報共有システム(以下「システム」という。)の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務(以下、「対象業務」という)とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

(CIM活用業務【受注者希望型】)

- **第12条** 本業務は、CIM (Construction Information Modeling, Management)を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。
- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を 決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様事項

1. 目的

今津坂野海岸(坂野地区)では、令和2年度の長寿命化計画(更新)において海岸保全施設(離岸堤・突堤)が追加された。健全度A・Bと判定された施設については、令和3年度に消波ブロック嵩上げによる修繕設計を実施し、現在施工が進められている。

一方で、侵食対策事業の進捗や将来計画、養浜後の地形変化を考慮し、海岸保全施設の機 能評価を踏まえた修繕計画の見直しが必要となっている。

本業務では、これらの課題を踏まえ、最適な修繕断面および優先順位を検討する。また、 修繕工事の発注に必要となる資料を作成する。

2. 業務内容

2.1 設計業務

(1) 打合せ

本業務の協議打合せは、業務着手時、中間 1 回、業務完了時の 3 回を基本とし、必要に 応じて随時実施するものとする。

(2) 設計計画

設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な計画を立 案し業務計画書を作成する。

(3) 資料収集整理

本業務の検討内容の要件を満たす既存の資料を収集し、整理・提案する。

主要な資料としては、既往の設計図書、測量成果、空中写真データ、工事資料等に関するものが挙げられる。

(4) 波浪変形計算

港内波高計算により、大型突堤間の波浪諸元を得る。対象波浪は当海岸の SE 系 50 年確率波とする。

なお、大型突堤前面までの波浪変形計算は過年度の計算結果を用いる。

(5)海岸保全施設の機能評価

現状の海岸保全施設について、漂砂補足、波浪低減等の機能を評価する。

(6) 全体計画を踏まえた断面検討

侵食対策事業を踏まえ、海岸保全施設の維持方針および防護上必要な断面を検討する。ま

た、修繕の優先度を検討する。

(7)施工計画の検討

最新の深浅測量結果をもとに、施工計画を立案する。

(8) 図面作成

海岸保全施設の修繕工事に必要となる図面を作成する。

(9)数量計算

設計図面より工事発注・施工に必要な数量計算書を作成する。なお、数量計算書は、工事 発注の積算体系に配慮してとりまとめる。

(10)照査

仕様書に基づく条件、検討項目、等設計業務全般の照査を行い、照査報告書にとりまとめる。

(11)報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。

3.1 成果品

成果品は以下のとおりとする。

報告書 (電子データ) : 2 部 (CD-R 等)

報告書(A4版):1部(ワープロ製本)